

一般社団法人日本LD学会  
LD-SKAIP利用規約（2020年3月25日改定）

施行：2018年9月1日  
改訂：2020年3月25日

現行	改定
施行：2019年8月4日	改定：2020年3月25日
<p>第17条（保証の否認及び免責事項）</p> <p>2. 本学会は、LD-SKAIPに起因して利用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、LD-SKAIPに関する本学会と利用者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。</p> <p>第19条（利用規約の変更）</p> <p>本学会は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、LD-SKAIPの利用を開始した場合には、当該利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1. <u>この規約は、2018年9月1日より施行する。</u></p> <p>2. <u>本規約は、2019年8月4日に一部改定する。</u></p>	<p>第17条（保証の否認及び免責事項）</p> <p>2. 本学会は、LD-SKAIPに起因して利用者に生じたあらゆる損害について、<b>本学会の故意または重大な過失を原因とする場合を除き</b>、一切の責任を負いません。ただし、LD-SKAIPに関する本学会と利用者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。</p> <p>第19条（利用規約の変更）</p> <p><b>1. 本学会は、以下の場合には、利用者の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。</b></p> <p><b>(1) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき。</b></p> <p><b>(2) 本規約の変更がLD-SKAIP利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</b></p> <p>2. 本学会は利用者に対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1. <u>この規約は、2018年9月1日より施行する。</u></p> <p>2. <u>本規約は、2019年8月4日に一部改定する。</u></p> <p>3. <u>本規約は、2020年3月25日に一部改定する。</u></p>